第七十条の七第一項中「第十六項」を「第十五項」に、「第四項第二号」を「第三項第二号」に改め、同条第二項第一号イ中「及び第四項第二号」を「、次項第二号及び第三十項」に改め、同号ハ及びニ中「第四項第十六号」を「次項第十六号」に改め、同号ホ中「第五号」を「第五号イ」に改め、同項第三号ハ中「第四項」を「次項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　納税猶予分の贈与税額　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める金額をいう。

イ　ロに掲げる場合以外の場合　前項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等の価額（当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別関係会社であつて当該認定贈与承継会社との間に支配関係がある法人（イにおいて「認定贈与承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。イにおいて同じ。）を有する場合には、当該認定贈与承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額。ロにおいて同じ。）を前項の経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定（第七十条の二の四及び第七十条の二の五の規定を含む。）を適用して計算した金額

ロ　前項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等が相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の二の六第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合　当該特例受贈非上場株式等の価額を前項の経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、同法第二十一条の十三の規定を適用して計算した金額

第七十条の七第二項第七号イ中「第四項第二号及び第十項」を「次項第二号、第九項及び第三十項第二号イ」に改め、同号ロ中「第五項又は第六項」を「第四項又は第五項」に、「第四項から第六項まで、第十二項、第十三項又は第十五項」を「次項から第五項まで、第十一項、第十二項又は第十四項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同条第三項を削り、同条第三十三項を同条第三十七項とし、同条第三十二項を同条第三十六項とし、同条第三十一項中「次条第三十一項及び第三十二項並びに第七十条の七の四第十六項及び第十七項」を「次条第四十項及び第四十一項並びに第七十条の七の四第二十項及び第二十一項」に、「第四項から第六項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四項第二号中「第二項第六号」を「前項第六号」に改め、同項第三号中「第十六項第三号」を「第十五項第三号」に改め、同項第七号中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項の表の第二号中「第十七項第三号」を「第十六項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第十二項、第十三項又は第十五項」を「第十一項、第十二項又は第十四項」に改め、同項の表の第一号中「第四項第六号」を「第三項第六号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「又は第十六項」を「又は第十五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項から第六項まで、第十二項、第十三項又は第十五項」を「第三項から第五項まで、第十一項、第十二項又は第十四項」に、「第十二項及び第二十七項」を「第十一項及び第二十六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第十四項第五号」を「第十三項第五号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項第二号中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項第二号中「第七項本文」を「第六項本文」に改め、同項第三号中「第七項ただし書」を「第六項ただし書」に改め、同項第四号中「第十八項」を「第十七項」に、「第十七項」を「第十六項」に改め、同項第六号中「第四項から第六項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項第八号中「第十七項」を「第十六項」に、「第十八項」を「第十七項」に改め、同項第十号中「第四項（ニ）を「第三項（ニ）に、「第四項第二号」を「第三項第二号」に改め、同号を同項第九号中「第四項」を「第三項」に、「第五項、第六項」を「第四項、第五項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九　第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者がその有する特例受贈非上場株式等（相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の二の六第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定の適用を受けるものに限る。）の全部又は一部について第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした場合において、当該経営承継受贈者に係る贈与者の相続が開始したときにおける当該贈与をした当該特例受贈非上場株式等については、同法第二十一条の十四から第二十一条の十六までの規定は、適用しない。

十　第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与（相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る贈与に限る。以下この号において「第二贈与」という。）であり、かつ、当該特例受贈非上場株式等が第二贈与者（当該第二贈与をした者をいう。以下この号において同じ。）が第一贈与者（第二贈与者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者をいう。）からの贈与により取得をしたものである場合には、当該第二贈与者が死亡したときにおける当該経営承継受贈者が当該第二贈与により取得をした当該特例受贈非上場株式等については、同法第二十一条の十四から第二十一条の十六までの規定は、適用しない。

第七十条の七第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十二項」を「第十一項」に、「第十三項」を「第十二項」に、「第四項各号」を「第三項各号」に、「第二十七項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十二項」を「第十一項」に、「第十三項又は第十五項」を「第十二項又は第十四項」に、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第一号中「場合を含む」の下に「。第三十二項第一号ロにおいて同じ」を加え、「第二十二項及び第二十四項」を「第二十一項及び第二十三項」に改め、「）を含む」の下に「。同号ロにおいて同じ」を加え、同項第二号イ中「第二十八項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第十六項」に、「第二十八項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第十七項」を「第十六項」に、「第二十九項第一号」を「第二十八項第一号」に、「第二十八項」を「第二十七項」に、「第十八項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「第十七項及び第十八項」を「第十六項及び第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第二十四項」を「第二十三項」に、「第二十五項」を「第二十四項」に、「第六項」を「第五項」に、「第十二項」を「第十一項」に、「第十三項又は第十五項」を「第十二項又は第十四項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を同条第二十三項とし、同条第二十五項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「第二十一項」を「第二十項」に、「第十六項」を「第十五項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項の表の第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同表の第二号中「第五項」を「第四項」に改め、同表の第三号中「第六項」を「第五項」に改め、同表の第四号中「第十二項」を「第十一項」に改め、同表の第五号中「第十三項又は第十五項」を「第十二項又は第十四項」に改め、同表の第六号中「第十七項第一号」を「第十六項第一号」に改め、同表の第七号中「第十七項第二号」を「第十六項第二号」に改め、同表の第八号中「第十七項第三号」を「第十六項第三号」に改め、同表の第九号中「第二十二項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項を同条第二十八項とし、同条第三十項を同条第二十九項とし、同項の次に次の五項を加える。